

平成 27 年第 1 回（3 月）大磯町議会定例会

議 案 第 36 号 説 明 資 料

平成 27 年 3 月 19 日

教育委員会の教育長の任命について

資 料

履 歴 書	-----	1
所 信	-----	2～4

総 務 課

所 信

これまでに経験したことのない状況が生じるたびに、先人たちは、教育つまり「人づくり」を見直すことで乗り切ってきました。黒船来航のときには多くの藩で独自の教育改革を断行し、優秀な人材を得ようとしてきました。私が育った佐賀藩では、子弟が一定の成績に達しなければ親の禄を減らす、という徹底ぶりでした。藩校で『葉隠』を講じる一方、藩営の蘭学塾や英学塾を設け、欧米の文明も積極的に摂取しました。大隈重信や副島種臣らはそこで資質をみがき、内政と外交が複雑に絡まりあう幕末・維新期の政治課題に向き合いました。二人の生家の近くで育った私は、彼らにゆかりのある神奈川、大磯に出会ったことに偶然でないものを感じます。自分がなすべき何かがある、という思いで、教育行政に与る者としての責務を全うする所存です。

今日、私たちが直面する、経験したことのない状況とは情報化・グローバル化であり、先進国では類をみない速さで進む少子高齢化です。教育に限らず、その変化への対応が社会的要請となっています。

政治・経済・文化など社会のあらゆる領域で、新しい知識・情報・技術が活動の基盤となっています。そのため、教育の情報化は、子どもたちが21世紀を生きるための基礎となる力を形成するうえで大きな意義を有するものです。社会で最低限必要な情報活用能力を身につけさせて社会に送り出すことは、学校教育の責務です。情報通信技術の特長—時間的・空間的制約をこえる、双方向性をもつ—を生かし、分かる授業や学びあう授業づくりを推進しなければなりません。また、ICTの活用は校務の負担軽減にもつながるものです。

他方、子どもたちのICT利用の実態は、必ずしも喜ばしいものばかりではありません。「ライン」を使いたいじめなど、情報モラルの欠如が憂慮されます。ICTはツールです。その活用にあたって、学校は家庭とともに、関係諸機関や企業等の協力を得ながらより効果的な方策を講じていかねばなりません。

また、情報通信コストの低下や各国の制度上の違いが縮小され、ヒト・モノ・カネの流れが活発になりました。いわゆるグローバル化であり、それへの対応として英語教育のあり方が課題となっています。国の方でも、小学校高学年の「教科としての英語」や中学校の「英語で行う授業」が検

討されています。英語はコミュニケーションのツールです。手段にすぎません。学校は「英語を使って何ができるようにしたいか」という視点から、その目標や内容を検討することが重要です。

同時に「日本人としてのアイデンティティ」をはぐくむ指導が求められます。国語や日本史の学習が意味あるものとなります。ふるさと・大磯を英語で世界に発信できる子どもを育てたいものです。そのためには、大磯の自然や歴史、文化を知り、愛着をもち、大磯で自己実現できるよう支援したいと考えています。

わが国の人口は、少子化により、2050年には約1億人に減少すると見込まれています。少子化が教育に大きな影響を及ぼしています。子ども同士の切磋琢磨の機会が減り、よい意味での競争心が希薄になることが懸念されます。学校行事や部活動、地域の伝統行事が成立しにくい状況です。休日や放課後も、塾や習い事に行く以外は、屋内にこもりゲームなどで遊ぶことが増えています。子どもたちが自然のなかで遊び、地域の異年齢集団のなかで交流する機会が減り、子どもからチャレンジするたくましさ、自分たちでルールをつくる社会性がなくなりつつあります。その背景には、子どもの五感を使う体験や現実体験の不足があると思われます。それに情報化や少子化が拍車をかけているのが現状ではないでしょうか。

子どもの成長には、ふれる、嗅ぐ、味わうなど、五感を使う原体験が大きく影響します。また、教科書やバーチャルな世界では得難い、さまざまな現実世界を体験することで得たものも心に残ります。それらの体験は、子どもの感受性や感性を芽生えさせる源泉であり、人格形成の基盤となるものだからです。動・植物の飼育や栽培、乳幼児や高齢者などとの交流、一冊の本との出会いは情緒ある知性を培います。人生に彩りを添えるものであります。

大磯の穏やかな自然や風土、魅力的で豊富な人材、歴史と伝統に磨かれた文化。それらとのふれあいを充実させ、「子どもは地域の宝」という認識のもと「子どもの健全育成を地域全体」で担っていかなければなりません。そのために、学校の主体的な「地域とともにある学校づくり」を支援するとともに、保護者や高齢者、ボランティアなど地域人材の協力を得ながら、「多世代が交流し共に学びあう場づくり」に取り組むたいと考えております。

いずれにしても、教育課題の解決には、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、その教育力を主体的に発揮することが期待されます。また、

教育行政においては、そうした取組みを積極的に支援するとともに、関係諸機関、大学や企業、NPO等民間のもつ教育資源も活用し、そのネットワーク化を推進することが求められます。

このような施策や事業を総合的・効果的に推進するためには、教育委員会と町長部局の一体的な取組みが必要です。4月1日から施行される『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の改正の趣旨のひとつが民意を代表する「首長との連携強化」です。予算編成や条例制定、学校の安全対策等の部局間調整は、首長が関与しなければ円滑に進めることは困難です。双方が連携して施策や事業を実施しているのが実態です。また、いじめ問題を契機に教育委員長と教育長が一本化され、「教育行政や危機管理体制における責任の所在」が明確になりました。こうした改正には、教育行政を実効性のあるものに、またその結果を目に見えるものに、という期待が込められていると理解しています。町民の方々の願いでもあるでしょう。

私は、その願いの実現に向けて努力する所存であります。

平成 27 年 2 月 27 日

署名 藤 家 京